



## 〈資料 1〉

### 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律

昭和 56・6・9・法律 68 号  
改正平成 11・5・28・法律 56 号  
改正平成 16・4・16・法律 32 号

(目的)

第 1 条 この法律は、公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場についての特別措置を講ずるように努めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

《改正》平 16 法 032

(定義)

第 2 条 この法律で「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場であつて、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第 4 条の規定に基づき入浴料金が定められるものをいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。

(活用についての配慮等)

第 4 条 国及び地方公共団体は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。

《追加》平 16 法 032

2 公衆浴場を経営する者は、前項の公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

《追加》平 16 法 032

(貸付けについての配慮)

第 5 条 国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、その業務を行うに当たって、公衆浴場を経営する者に対し、その公衆浴場の施設又は設備の設置又は整備に要する資金を貸し付ける場合には、通常の条件よりも有利な条件で貸し付けるように努めるものとする。

《改正》平 11 法 056

2 前項の通常の条件よりも有利な条件を定めるに当たっては、この法律の施行の際現に定められている条件及びその後の通常の条件の推移等を勘案して、有利なものになるように配慮するものとする。

(助成等についての配慮)

第 6 条 国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

健発第 416002 号  
平成 16 年 4 月 16 日

都道府県知事  
各 政令市市長 殿  
特別区区长

厚生労働省健康局長

## 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を 改正する法律の施行について（施行通知）

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律が、衆議院厚生労働委員長から議員提案され、平成 16 年 4 月 16 日法律第 32 号として公布され、同日より施行された。その改正の趣旨及び概要については下記のとおりであるので、その内容を十分御了知の上、関係機関等への周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

### 記

#### 第 1 改正の趣旨

公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、国及び地方公共団体は、住民の健康の増進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めるとともに、公衆浴場を経営する者は当該公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める必要がある。このため、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和 56 年法律第 68 号）における公衆浴場の位置づけ等を明確にしようとするものである。

#### 第 2 改正の目的

##### 1 目的に関する事項

公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることを明確にするとともに、目的に住民の福祉の向上を加えることとされた。（第 1 条関係）

##### 2 公衆浴場の活用についての配慮等

- (1) 国及び地方公共団体は、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならないこととされた。（第 4 条第 1 項関係）
- (2) 公衆浴場を経営する者は、(1) の公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないこととされた。（第 4 条第 2 項関係）

##### 3 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとされた。（附則関係）

# 都道府県生活衛生営業指導センター一覧

平成 19 年 3 月現在

	名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	(財)北海道生活衛生営業指導センター	060-0042	札幌市中央区大通西16丁目2番地 北海道浴場会館1階	011-231-1505
2	(財)青森県生活衛生営業指導センター	030-0812	青森市堤町2丁目1-2 石塚ビル3階	017-722-7002
3	(財)岩手県生活衛生営業指導センター	020-0883	盛岡市志家町3番13号 岩手県美容会館	019-624-6642
4	(財)宮城県生活衛生営業指導センター	981-0915	仙台市青葉区通町一丁目6-9	022-233-2866
5	(財)秋田県生活衛生営業指導センター	010-0877	秋田市千秋矢留町1-19	018-835-0020
6	(財)山形県生活衛生営業指導センター	990-0032	山形市小姓町4-17 山形県生活衛生会館内	023-623-4323
7	(財)福島県生活衛生営業指導センター	960-8053	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま7階	024-525-4085
8	(財)茨城県生活衛生営業指導センター	310-0011	水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎	029-225-6603
9	(財)栃木県生活衛生営業指導センター	320-0027	宇都宮市塙田1-3-5 砂川ビル内	028-625-2660
10	(財)群馬県生活衛生営業指導センター	371-0025	前橋市紅雲町一丁目7-12 県住宅供給公社ビル4階	027-224-1809
11	(財)埼玉県生活衛生営業指導センター	330-0063	さいたま市浦和区高砂4-4-17 食環センタ-2階	048-863-1873
12	(財)千葉県生活衛生営業指導センター	260-0854	千葉市中央区長洲1-15-7 千葉県森林会館内	043-307-8272
13	(財)東京都生活衛生営業指導センター	150-0012	渋谷区広尾5-7-1 東京都広尾庁舎内	03-3445-8751
14	(財)神奈川県生活衛生営業指導センター	231-0005	横浜市中区本町3-24-2 ニュー本町ビル内	045-212-1102
15	(財)新潟県生活衛生営業指導センター	950-0965	新潟市新光町7番地2 新潟県商工会館4階	025-283-5900
16	(財)富山県生活衛生営業指導センター	930-0855	富山市赤江町1番7号	076-442-0285
17	(財)石川県生活衛生営業指導センター	920-0963	金沢市出羽町2-1 石川県庁出羽町分室3F	076-262-7776
18	(財)福井県生活衛生営業指導センター	910-0005	福井市大手2-9-10 電気ビル5F	0776-25-2064
19	(財)山梨県生活衛生営業指導センター	400-0032	甲府市中央1丁目12-4 モンヤビル3階	055-232-1071
20	(財)長野県生活衛生営業指導センター	380-0872	長野市大字南長野妻科426-1 長野県建築士会館3F301	026-235-3612
21	(財)岐阜県生活衛生営業指導センター	500-8384	岐阜市藪田南5丁目14-12 岐阜県シンクタンク庁舎3階	058-216-3670
22	(財)静岡県生活衛生営業指導センター	420-0034	静岡市常盤町3-3-9 静岡生衛会館1F	054-272-7396
23	(財)愛知県生活衛生営業指導センター	461-0011	名古屋市東区白壁1-50	052-953-7443
24	(財)三重県生活衛生営業指導センター	514-0006	津市広明町345-5 三浴ビル3階	059-225-4181
25	(財)滋賀県生活衛生営業指導センター	520-0806	大津市打出浜13-22 滋賀県生活衛生会館内	077-524-2311
26	(財)京都府生活衛生営業指導センター	606-8221	京都市左京区田中西樋ノ口町90	075-722-2051
27	(財)大阪府生活衛生営業指導センター	540-0012	大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル4F	06-6943-5603
28	(財)兵庫県生活衛生営業指導センター	650-0004	神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立産業会館2F	078-361-8097
29	(財)奈良県生活衛生営業指導センター	630-8123	奈良市三条大宮町1番12号	0742-33-3140
30	(財)和歌山県生活衛生営業指導センター	640-8045	和歌山市ト半町33 生衛食肉会館2階	073-431-0657
31	(財)鳥取県生活衛生営業指導センター	680-0043	鳥取市大榎町13-1 大榎庁舎内	0857-29-8590
32	(財)島根県生活衛生営業指導センター	690-0882	松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2F	0852-26-0651
33	(財)岡山県生活衛生営業指導センター	700-0813	岡山市石関町2-1 岡山県総合福祉会館7階	086-222-3598
34	(財)広島県生活衛生営業指導センター	730-0856	広島市中区河原町1-26 広島県環衛ビル	082-234-0430
35	(財)山口県生活衛生営業指導センター	753-0811	山口市吉敷3325-1 山口県総合保健会館内	083-928-7512
36	(財)徳島県生活衛生営業指導センター	770-0933	徳島市南仲之町4丁目18 鳥獣センタービル1F	088-623-7400
37	(財)香川県生活衛生営業指導センター	760-0018	高松市天神前6番34号 村瀬ビル3階	087-862-3334
38	(財)愛媛県生活衛生営業指導センター	790-0065	松山市宮西1丁目5-11 愛媛県宮西ビル3F	0899-24-3305
39	(財)高知県生活衛生営業指導センター	780-0870	高知市本町1-5-8 島崎ビル2F	088-872-4124
40	(財)福岡県生活衛生営業指導センター	812-0044	福岡市博多区千代1-2-4 福岡生活衛生食品会館3階	092-651-5115
41	(財)佐賀県生活衛生営業指導センター	840-0826	佐賀市白山一丁目2番13号 諸永ビル3F	0952-25-1432
42	(財)長崎県生活衛生営業指導センター	850-0033	長崎市万才町10-16 パーキングビル川上3F	095-824-6329
43	(財)熊本県生活衛生営業指導センター	862-0959	熊本市白山1丁目4番9号 末永ビル2階	096-362-3061
44	(財)大分県生活衛生営業指導センター	870-0023	大分市長浜町1-12-3 今田ビル3階	097-537-4858
45	(財)宮崎県生活衛生営業指導センター	880-0802	宮崎市別府町3番1号 宮崎日赤会館2階	0985-25-1466
46	(財)鹿児島県生活衛生営業指導センター	892-0846	鹿児島市加治屋町11-2 鶴丸技芸ビル2階	099-222-8332
47	(財)沖縄県生活衛生営業指導センター	901-0152	那覇市字小禄662番地 沖縄県生活衛生研修センター1階	098-891-8960
48	(財)全国生活衛生営業指導センター	105-0004	港区新橋6-8-2 全国生衛会館2階	03-5777-0341



銭湯せんとうの

ゆったり湯船ゆふねで

リフレッシュ

健康けんこうへ

人の温ぬくもり

つなげる銭湯せんとう

(滋賀県「お風呂屋さんの標語」優秀作品より)

元気にチャレンジ!  
しっかり手ごたえ!

—みんなの健康を後押しする健康入浴推進事業への取り組み—

平成 19 年 3 月発行

編集・発行／財団法人全国生活衛生営業指導センター

〒105-0004 東京都港区新橋 6-8-2 全国生衛会館 2 階

TEL 03-5777-0341 FAX 03-5777-0342